

社会資本と企業会計的手法に関する研究  
—英国・米国・ニュージーランド等の  
事例研究を中心として—

1998年3月

建設省建設政策研究センター

主任研究官 金井 甲  
前研究官 平田 研  
研究官 岡 達哉



## まえがき

近年、本格的高齢化社会の到来に向けて財政状況の悪化が見込まれ、また、日本経済の低迷による所得の伸びの鈍化に伴う納税者意識の高まり等に起因して、行政活動に対して効率性、有効性及び透明性の確保を求める声が強くなっている。

一方、社会資本については、なお整備が不十分なものも多々残されているが、着実なストックの積み上がりにより、より高質なものが求められる時代へと変化しつつあるとともに、財源等についてはますます厳しい状況になるものと考えられる。そのため、その効率性・有効性に対する国民の関心は高まっており、それをチェックするための公共事業の透明性の確保についても喫緊の課題となっている。

建設省では、このような状況を踏まえて、投資の重点化や建設コスト縮減、事業実施過程の透明化等の対応策を講じている。しかし、さらに、より総合的な社会資本整備の効率化及び透明化方策の検討が必要とされている。

当センターにおいては、このような認識のもとで、社会資本に関して企業会計的手法によって現存するストック量及び維持・更新のための費用等を総合的に把握し、社会資本の効率化を図るとともに、透明性を確保する方策について検討を行うこととした。

本研究を行うに当たっては、学識経験者6名及び建設本省関係各課長等からなる研究会を設置し、諸外国における政府会計制度の動向の把握及び社会資本に係る企業会計的手法の意義、問題点等の検討を中心に、1997年6月から11月までの間、3回の研究会を開催した(詳細については巻末参照)。本報告書はその成果をとりまとめたものである。

なお、本研究の実施、研究会の開催及び本報告書作成に当たっては、研究会座長である国際公会計研究学会筆谷勇代表幹事に多大なる協力を賜った。また、研究会委員である東京大学法学部碓井光明教授、学習院大学経済学部奥村洋彦教授、明海大学経済学部兼村高文助教授、横浜国立大学経営学部隅田一豊教授、岡山大学経済学部山本清助教授にも有益かつ貴重なご意見を賜った。1997年4月に実施した英国政府の現地調査においては、在連合王国日本国大使館神山一等書記官、中央監査法人浅野会計士(Coopers & Lybrand英国法人にご出向中)をはじめとして英国政府環境省(当時)、大蔵省、会計検査院、道路庁の担当者に貴重な情報をいただいた。さらに、建設省大臣官房、河川局及び道路局の関係各課並びに(株)富士総合研究所研究開発第一部をはじめとして多くの方々から多大なる協力を賜った。ここに改めて謝意を表したい。

1998年3月

建設省建設政策研究センター



# 「社会資本と企業会計的手法に関する研究」要旨

## 1. 本研究の背景

本研究において企業会計的手法と政府会計の関係を検討することとした背景としては、我が国において、行政の効率化、財政の健全化のため、財務運営の効率性・透明性を確保するスキームとしての企業会計的手法について注目されていること、社会資本の効率的・計画的な管理に資する情報を提供することが期待されること及び主要な先進諸国の政府会計において導入事例がみられることが挙げられる。

## 2. 本研究の目的

### (1) 諸外国における会計制度改革の動向の把握及び分析

欧米先進諸国における近年の政府会計制度の改革に係る背景、目的及び財務報告の内容等を整理し、我が国の政府会計制度のあり方の参考とする。

### (2) 社会資本に係る企業会計的手法の意義・問題点等の検討

企業会計においては、社会資本のように半永久的に保有され、常に一定の状態に管理される資産はほとんど存在しないことから、政府会計におけるその取扱いは重要な論点となるという認識のもとに、企業会計的手法の意義・問題点等について考察する。

## 3. 本研究の内容

### 第1章 我が国の政府会計と企業会計

我が国における現行の政府会計制度及び企業会計の基本的仕組みが説明されるとともに、ストック情報がもたらされない等の現行の政府会計制度が有する問題点が明らかにされる。

### 第2章 諸外国における政府会計制度の動向

英国、米国、ニュージーランドその他先進諸国の政府会計制度の動向を調査、整理したうえで、従来の現金の受け払いのみに視点を置いて予算の管理を行う方法から、発生主義・複式簿記の採用等により、行政活動がもたらした結果をも考慮して行政活動全体の管理を行う方法へと移行する取組みが紹介される。

### 第3章 社会資本と企業会計的手法に関する多角的考察

本報告書を作成するに当たり設置された、学識経験者により構成された研究会の各委員により、企業会計的手法について、会計学、財政法、財政学、経済学等関連する諸分野からの多角的な検討が行われ論点が提起される。

### 第4章 社会資本に係る企業会計的手法の意義・問題点

先進諸国の事例によれば、企業会計的手法は、国家財政に係る透明性を確保し政府の行政活動の結果を納税者に対して明らかにすることにより、政府のアカウントビリティの向上に資するとともに、既存資産の効率的利用の促進、必要な維持修繕費の明確化等を通じ、資産管理の改善のインセンティブをもたらすという意義を有している。これらの意義を踏まえ、インフラ資産について、資産計上の是非、資産評価の方法、減価償却のあり方等具体的な会計スキームに係る論点の検討がなされる。

### 第5章 まとめ

前章までの議論を踏まえれば、先進諸国が実施している会計制度改革に関する評価は確立されていないものの、企業会計的手法は、ストック情報の提供等を通じて政府のアカウントビリティの向上に寄与するとともに、社会資本の維持に必要なコストを明確化することにより社会資本の管理の効率化にも資するものと考えられる。

今後の論点としては、会計制度に期待する役割が制度の具体的スキームに影響すること、資産管理の改善、費用便益分析における費用面の把握等に係るツールとして活用できる可能性があること、社会資本の評価に係る技術的困難性に関して議論があること、実施に係るコスト及びメリットを明確に検証するため諸外国における評価のフォローが必要であること等が挙げられる。

# 目 次

序章 本研究の目的及び背景 .....	1
1. 本研究の背景 .....	1
2. 本研究の目的 .....	5
第1章 我が国の政府会計と企業会計 .....	7
1. 会計の意義 .....	7
2. 政府会計制度 .....	7
(1) 政府会計制度の位置付け .....	7
(2) 国の予算制度 .....	8
(3) 建設省関係予算の概要 .....	10
3. 企業会計制度 .....	14
(1) 企業会計の意義 .....	14
(2) 会計の役割 .....	15
(3) 企業会計原則 .....	15
4. 政府会計と企業会計 .....	18
(1) 目的 .....	19
(2) 利害関係者 .....	19
(3) 会計システム .....	19
(4) 決算システム .....	22
5. 政府会計の問題点・課題 .....	23
(1) 記帳形式 .....	23
(2) 測定の焦点 .....	24
(3) ストック情報 .....	24
(4) 区分経理 .....	24
第2章 諸外国における政府会計制度の動向 .....	25
I 英国における政府会計制度の改革 .....	27
1. 英国の公的部門における会計制度の現状 .....	27
2. 政府会計制度改革の経緯 .....	27
3. 資源会計導入の背景及び目的 .....	28
(1) 背景 .....	28
(2) 目的 .....	28
4. 資源会計の内容 .....	29
(1) 資源会計の構成 .....	29

(2) 資源会計における会計基準 .....	30
(3) 資源会計マニュアルの内容 .....	31
(4) 全政府決算書の作成 .....	33
5. 資源会計におけるインフラ資産の取扱い（特に道路資産について） .....	33
(1) 資産評価の方法 .....	33
(2) 減価償却（更新会計） .....	34
(3) 資本費用 .....	35
6. 資源会計導入の効果 .....	35
(1) 省庁の施策に要する全費用の開示 .....	35
(2) 資産管理の改善 .....	35
(3) 民間企業との比較 .....	36
7. 地方政府の会計制度 .....	36
(1) 地方政府の会計制度改革の経緯 .....	36
(2) 地方政府の会計制度の概要 .....	37
(3) 地方政府決算書の内容（リーズ市の例） .....	37
<補論1>英国における河川関係インフラ資産の取扱い .....	40
<補論2>資源予算(Resource Budgeting) .....	42
II 米国における政府会計制度改革 .....	48
1. 連邦・州・地方制度の概要 .....	48
(1) 連邦政府 .....	48
(2) 州政府 .....	48
(3) 地方政府 .....	48
2. 連邦政府会計制度改革の背景、経緯、目的及び効果 .....	49
(1) 背景 .....	49
(2) 経緯 .....	50
(3) 目的 .....	53
(4) 期待される効果 .....	53
3. 連邦政府会計制度の概要 .....	53
(1) 会計基準 .....	53
(2) 報告主体 .....	53
(3) 財務報告書の内容 .....	53
(4) 適用される会計原則 .....	56
(5) 連邦政府におけるインフラ資産の扱い .....	56
4. 連邦政府各省における具体例 .....	58
(1) 内務省 .....	58
(2) 交通省 .....	58
(3) 財務諸表の例（内務省） .....	58



5. 州・地方政府会計制度の改革	64
(1) 州・地方政府会計制度改革の主な経緯	64
(2) 現行の州・地方政府会計の概要	65
(3) 新たに提案されている州・地方政府会計制度の概要	68
(4) 新たに提案されている州・地方政府会計報告のモデル例	71
Ⅲ ニュージーランドの政府会計制度の改革	88
1. ニュージーランドの行財政改革の背景	88
2. 政府財政制度改革の経緯	88
3. 政府部門の財政管理システム	89
4. 政府会計制度の特徴	90
(1) 政府の概念	90
(2) 政府会計制度を理解する上で重要な概念	90
(3) 大臣と事務次官の関係	90
(4) 政府全体の会計と各省庁の会計の分離	90
(5) 大臣（政府）の立場と発生主義会計の考え方	91
(6) 発生主義会計導入の効果	91
(7) 予算とのリンク	92
5. 政府会計制度の概要	92
(1) 会計基準	92
(2) 政府財務報告書の概要	94
(3) 各省庁財務報告書	96
6. 固定資産の取扱い	96
(1) 政府全体及び各省庁の会計における固定資産の取扱いの特徴	96
(2) インフラ資産	97
(3) 国のインフラ資産の取扱いのポイント	97
(4) 国道資産の扱い	98
(5) 資本費用	98
7. 地方政府の会計制度	99
(1) 地方制度	99
(2) 地方政府の会計制度	99
(3) インフラ資産の取扱いに関する議論	100
(4) 地方政府の財務報告の実際例	101
<補論>発生主義予算	104
Ⅳ オーストラリアにおける政府会計制度の改革	113
1. オーストラリアの政府形態	113
(1) 連邦制国家	113
(2) 社会資本整備の連邦・州・地方各政府の分担関係	113

2. 政府会計制度改革	114
(1) 改革の概要	114
(2) 改革の目的	114
3. 政府会計制度改革の経緯及び今後の予定	115
4. 公的部門の会計基準	116
(1) 会計基準の設定プロセス	116
(2) 公的部門の会計基準	117
(3) 会計基準の政府会計への適用	119
5. 連邦政府における改革の経緯	119
(1) 1997年までの会計制度のフレームワーク	120
(2) 会計制度改革の動き	120
6. 州政府等の改革の動向	122
(1) 各州・地域の発生主義会計の導入状況	123
(2) 州政府等の会計制度の基礎	123
7. 連邦及び州政府財務報告の内容	123
(1) 連結財務報告	123
(2) 各省庁財務報告	126
8. 固定資産の取扱い（インフラ資産を中心として）	128
(1) 固定資産一般	128
(2) インフラ資産	129
(3) 減価償却	132
(4) 資本費用	135
9. 地方政府会計制度の状況	138
(1) AAS27の概要	138
(2) 地方政府会計制度の状況	138
(3) 地方政府における発生主義会計の問題点	139
<補論>連邦政府の発生主義予算	140
V その他の国の動向	151
1. カナダ	151
(1) 政府会計制度改革の背景	151
(2) 政府会計制度改革の概要	151
(3) 会計基準	152
(4) 連邦政府決算書の内容	152
(5) 州政府決算書の特徴	153
(6) 固定資産の取扱い	153
2. デンマーク	155
3. フィンランド	155

4. フランス	155
(1) 発生主義会計導入の経緯	155
(2) 中央政府会計制度の概要	156
5. アイスランド	156
(1) 政府会計制度の改革経緯	156
(2) 財務報告	158
(3) 発生主義予算	158
6. オランダ	159
(1) 発生主義会計導入の経緯	159
(2) 完全発生主義システム導入の目的	159
(3) 現在の中央政府会計制度の概要	160
7. スペイン	160
(1) 発生主義会計導入の経緯	160
(2) 政府会計制度の概要	160
(3) 今後の改革の動向	161
8. スウェーデン	161
(1) 発生主義会計導入の経緯	161
(2) 政府会計制度の概要	162
9. スイス	162
10. その他	163
(1) オーストリア	163
(2) ドイツ	163
(3) イタリア	164
(4) その他の地域の動向	164
VI 各国の比較	166
<補論>我が国における政府会計制度改革の動向	174
1. 地方公共団体における最近の動き	174
2. その他の動き	174
第3章 社会資本と企業会計的手法に関する多角的考察	177
1. 「社会資本整備事業における業績測定と報告」(隅田一豊委員)	179
2. 「予算・会計制度の発展と財政学上の課題」(兼村高文委員)	185
3. 「社会資本と企業会計的手法—予算・決算制度との関連を中心として」 (碓井光明委員)	190
4. 「公共事業の効率的な事業執行のために必要な情報の整備について」 (奥村洋彦委員)	198
5. 「インフラ資産の予算・会計情報システム」(山本 清委員)	201

6. 「インフラ資産の費消額の認識と測定」 (筆谷 勇委員)	210
第4章 社会資本に係る企業会計的手法の意義・問題点等	217
1. 意義	217
(1) アカウンタビリティの向上	217
(2) 資産管理の改善	218
2. 論点整理	219
(1) 社会資本の資産計上の是非	219
(2) 資産評価の方法	220
(3) 減価償却	222
(4) キャピタルチャージ (資本費用)	223
(5) 予算システムとの統合	224
(6) 会計単位の範囲	225
(7) 実施コスト	225
第5章 まとめ	227
1. 本研究から導かれる結論	227
(1) 分析結果のまとめ	227
(2) 本研究から導かれる結論	228
2. 更なる論点	229
(1) 企業会計的手法の役割	229
(2) 連結の範囲	229
(3) 予算システムとの結合	230
(4) 社会資本の取扱い	230
(5) 実施コスト	230
<参考1> 電気事業会計における減価償却	232
<参考2> 鉄道事業会計における減価償却	234
参考文献	235
「社会資本と企業会計的手法に関する研究会」名簿	241
「社会資本と企業会計的手法に関する研究会」実施経緯	242

図表

<序章関係>

表-1	一般政府財政収支対GDP比の国際比較	1
表-2	今後の新規投資、維持・更新費の推計	3

<第2章関係>

(I 英国)

表-I-1	社会資本分野別・管理者別会計制度日英比較表	44-45
表-I-2	資源決算書(Resource Accounts)の様式の概要	46
表-I-3	資源会計における「運営費用報告書」及び「貸借対照表」の項目 (簡略化したもの)	47

(II 米国)

表-II-1	1996年度内務省連結財務報告書	59-63
	・連結財務状況報告書	
	・連結純運営費用報告書	
	・連結純資産変動報告書	
	・連結管理的活動報告書	
	・固定資産(注釈)	
表-II-2	GASB(1997a)により提案されている州・地方政府会計報告の モデル例	73-87
	・運営に関する議論・分析(MD & A)	
	・組織的報告体系	
	純資産報告書	
	活動報告書	
	・基金的報告体系	
	政府基金	
	貸借対照表	
	収入、支出及び基金収支変動報告書	
	予算比較報告書	
	事業基金	
	貸借対照表	
	収入、支出及び基金純資産変動報告書	
	現金収支報告書	
	・注釈	

(III ニュージーランド)

表-III-1	RegionとCity及びDistrictの所掌事務区分(1994)	99
表-III-2	地方政府におけるインフラ資産の評価方法(1994)	100
表-III-3	地方政府における減価償却の方法(1994)	101
表-III-4	資産別減耗率(クライストチャーチ市)	103
表-III-5	政府財務報告(1995-96年度)	106-110

- ・財務業績報告書
- ・財務状況報告書
- ・直接税（注釈）
- ・間接税（注釈）
- ・国道（注釈）
- ・政府収支（注釈）

表－Ⅲ－6 商務省(Ministry of Commerce)1996-97年度財務報告 .....111-112

- ・財務業績報告書
- ・財務状況報告書
- ・納税者基金変動報告書
- ・現金収支報告書

(IV オーストラリア)

表－IV－1 連邦政府及び州政府等の概況 ..... 113

表－IV－2 整備主体の分担関係 ..... 113

表－IV－3 各州政府等の予算・会計制度の改革状況一覧 ..... 124

表－IV－4 州政府等における資産別評価方法一覧 ..... 131

表－IV－5 首都特別区における固定資産の耐用年数 ..... 134

表－IV－6 西オーストラリア州における固定資産の耐用年数 ..... 134

表－IV－7 グレンエイラ市における固定資産の耐用年数 ..... 139

表－IV－8 連邦政府連結財務報告(1994-95年度) .....142-145

- ・経済活動別収入・支出報告書
- ・資産・負債報告書
- ・現金収支報告書
- ・非財務資産（注釈）

表－IV－9 連邦交通・地域開発省1996-97年度財務報告 ..... 146

表－IV－10 西オーストラリア州連結財務報告(1996-97年度) .....147-148

- ・連結財務状況報告書
- ・インフラ資産（注釈）

表－IV－11 ニューサウスウェールズ州道路交通公社財務報告(1996-97年度)149-150

- ・運営報告書
- ・財務状況報告書

(VI 各国の比較)

表－VI 各国の政府会計制度比較表 ..... 168-173

## 序章 本研究の目的及び背景





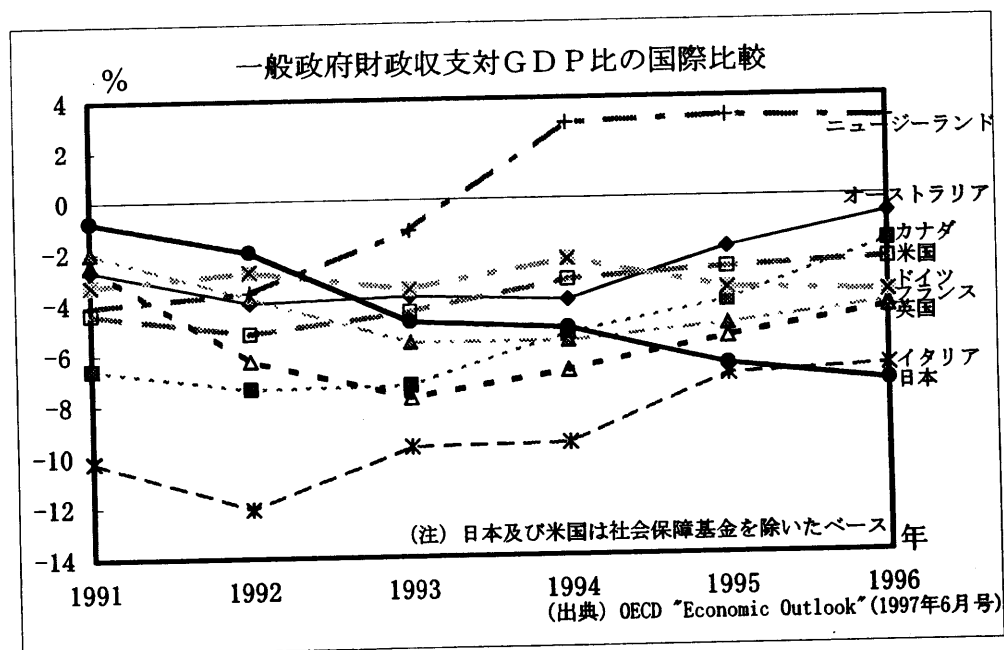
## 序章 本研究の目的及び背景

### 1. 本研究の背景

#### (1) 財政の健全化、行政の効率化の流れ

わが国の財政状況は、バブル崩壊後の税収減や公共投資の追加を伴う累次の大規模な経済対策の実施により、悪化の一途をたどっており、財政赤字の対GDP比はG7諸国の中で最悪となっている。これを受けて、政府は、財政健全化に向けて財政構造改革会議を設置し、その検討結果を踏まえて1997年11月に「財政構造改革の推進に関する特別措置法」を制定した。同法においては、2003年度までに国及び地方公共団体の財政赤字の対GDP比を3%以内に抑えるとともに、同年度までに赤字国債脱却を目標としている。その目標達成のため、1998年度より歳出削減が実施されるなど、行政コスト削減は至上命題となっている。

〈表-1〉 一般政府財政収支対GDP比の国際比較



併せて、行政活動についても組織の肥大化による非効率性が指摘され、行政改革が進められている。1994年には行政改革委員会が、1995年には地方分権推進委員会が設置され、規制緩和、官民の役割分担、地方分権等の推進に向けて具体的方策を検討した。また、1996年には行政改革会議が設置され、その検討結果として1997年12

月には最終報告が出され、行政の政策企画立案機能と実施機能の分離を行い、中央省庁本省を政策の企画立案機能に重点化し、統廃合を行うこと等が提案された。

このように行政活動の効率化についても喫緊の課題とされている。

## (2) 行政活動のアカウンタビリティの向上に対する要請

民主主義の健全な発展のためには、国政を信託した主権者である国民に対し、政府がその諸活動の状況を明らかにし、説明する責務（説明責任：アカウンタビリティ）を全うする制度を整備することが必要である。このような制度を整備することによって、国政の遂行状況に対する国民の的確な認識と評価が可能となり、国政に関する国民の責任ある意思形成が促進されることが期待でき、国民による行政の監視・参加の充実に資することとなる（行政改革委員会(1996)）。

これについては、1970年代に発生した公害問題や消費者問題による国民意識の高まり、それらを背景とする地方公共団体の情報公開条例の制定等を踏まえて80年代から国レベルにおいても情報公開に対する関心が高まり、行政情報公開基準が制定されるとともに、個別法において行政機関が保有する特定分野の情報について公開する制度が設けられた。

しかし、行政運営の公開性を向上させ、政府がその説明責任を全うするためには、行政機関が保有するすべての情報を対象とし、国民一人一人がそれらの情報の開示を請求できる権利について定める制度を確立することが喫緊の課題となった。

このような状況を踏まえ、情報公開法制の整備に関する検討が行政改革委員会において1995年から開始され、1996年12月の最終報告において情報公開法要綱案が示された。これを受けて1998年3月には「行政機関の保有する情報の公開に関する法律案」が国会に提出された。

行政情報の開示が進むにつれて、要求される情報の質及び内容は高度化することが考えられ、それに対応する情報整備を行う必要がある。

(参考) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律案の概要

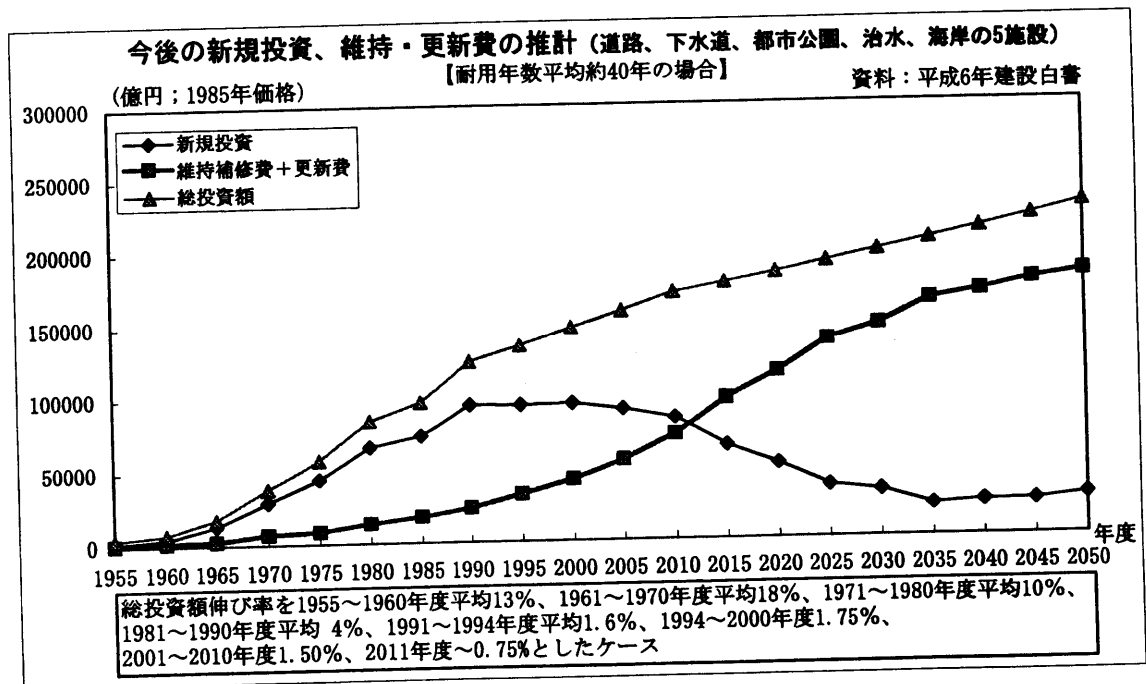
- ・ 個人及び法人に関する情報、国及び公共の安全に関する情報、行政機関内部及び審議・検討中の情報等不開示情報として列挙されているもの以外については、原則として情報開示を行うものとする
- ・ 開示の手続及びその決定に関する不服申立手続を規定する

なお、社会資本整備においても、1996年7月の「公共事業の効率的・効果的实施に関する検討委員会中間報告」（建設省）において提案された費用便益分析の実施・公表、事業採択基準の公表、入札に関連する情報の公開等事業実施に関する透明性の確保方策は進められているが、例えば資産の管理状況やそのための支出など総合的にアカウンタビリティの向上を図る必要がある。

### (3) 社会資本の整備・管理の効率化の必要性

社会資本整備については、なおも量的充足が十分とは言えないが、着実にストックの積み上がりが達成されてきている。今後は、なお不足している部分を整備しつつ、既存ストックの維持管理・更新需要が飛躍的に増大するものと考えられる。

〈表-2〉今後の新規投資、維持・更新費の推計



一方、急速な高齢化の進展、日本経済の成熟化に伴い、さらなる財政制約が課せられ、公共投資もその影響を受けることは必至であり、より効率的な整備・管理を行っていく必要がある。

そのためには、事業の重点化、民間部門の活用、事業コストの削減等の効率化方策の検討が進められているが、財政全体及び社会資本全体の視点で如何に整備・管理を効率化するかの意思決定の材料を整備することが不可欠である。

#### (4) 諸外国における政府会計への企業会計的手法の導入の動き

近年、欧米先進諸国を中心に、アカウンタビリティの向上と行政の効率化を目指してインプットよりアウトプットを重視した財政管理を行う手法を採用する国が増加している。具体的には、財政管理について、従来の現金の受払いのみに視点を置いて予算の管理を行う方法から、政府会計にも企業会計と同様にすべての費用及び収入をその発生した期間に正しく割り当てられるように処理する発生主義を導入し、複式簿記による財務報告を作成することによって、生み出した結果に視点をおいて行政活動の管理を行うという手法を採用する方向に進んでいる。

わが国においても、学識経験者等から行政の効率的運営の一方策として発生主義会計を導入し、貸借対照表に資産計上する等によって資産管理の効率化を図るべきとの提案がなされており、地方自治体においては、地方自治法改正による外部監査の導入により、企業会計的手法の導入の検討が開始されている。

#### (参考) 政府会計への企業会計的手法の導入に関する論調

##### ① 「政府にも企業会計方式」 山本清 岡山大学助教授 (日本経済新聞1997年3月20日)

我が国の政府会計は、現金収支を原則とする官庁会計方式を採用しているが、財政の透明性やアカウンタビリティなどが不十分で限界を迎えている。政府会計にも企業会計方式を導入すべきであり、その際に資産の保有コストを費用に加えるなど、効率化を促すための修正と工夫も必要である。

##### ② 「地方自治体に企業会計方式を」 片山光代 町田市議会議員・税理士 (朝日新聞1997年5月15日)

政府や地方自治体の会計は、予算に基づいた資金の出入りだけを記帳する単式簿記の現金主義会計であり、税収も借金も同じ入り、職員給与も公共工事代金も同じ出として処理され、財政状態を正しく開示するには十分とは言い難い。このような制度の欠陥は予算の単年度主義と結びついている。これでは、予算の効率化や結果に対する国民の満足度には余り関心が払われない。そこで企業会計方式である複式簿記・発生主義会計を導入すべきであり、それが持つ網羅性、正確性、一貫性によって、政府・自治体が国民・住民に対してアカウンタビリティを確保することが不可欠となる。

##### ③ 「効率・有効性の基準明確に」 チャールズ・ボウシャー 米国会計検査院前委員長 (朝日新聞1997年7月13日)

米国では連邦政府会計の改革を行ったが、その第1のポイントはバランスシートである。これによって倉庫に眠っている武器がレーガン政権時代に約3倍に増えたことや、年金債務等の隠れ債務についても明らかになる。第2のポイントは連結決算で、連邦政府のすべての主要省庁を連結しない限り、全体像は浮かび上がってこない。改革を進めるにしても行政の効率性や有効性を測る基準がなくてはどうにもならない。

## 2. 本研究の目的

### (1) 諸外国における政府会計制度の動向の把握及び分析

上記のとおり、欧米先進諸国を中心として、政府会計に関し、従来の現金主義に基づく予算管理手法から、企業会計的手法を採り入れ、発生主義に基づく複式簿記による財務報告を作成することで財政管理を行う手法へと転換する動きが盛んになっていることから、その背景及び目的、財務報告の内容、問題点等を把握、分析するとともに、特に議論となっている社会資本資産の取扱いについて詳細に把握、分析を行う。

### (2) 社会資本に係る企業会計的手法の意義・問題点等の検討

民間企業会計においては、社会資本のように半永久的に保有され、常に一定の状態に管理される資産はほとんど存在しないことから、企業会計的手法について検討する際にその取扱いが問題となる。そのため、アカウンタビリティの向上及び資産管理の効率化の両方の側面から、社会資本に係る企業会計的手法に関する論点を整理し、その意義及び問題点を検討する。

#### (注) 本研究における「企業会計的手法」の定義

本研究において用いる「企業会計的手法」という用語の「企業会計」の概念は、現金の収入及び支出のみを一面的に帳簿に記入する、現金主義に基づく単式簿記による会計制度を採用する「官庁会計」と対立するものとして、通常民間企業の会計制度として採用されている、収入・費用の認識に際して現金の収支にとらわれず記帳すべきすべての行為及び事象について例外なく貸借二面的記入を行う、発生主義に基づく複式簿記による会計制度を意味する。

具体的には、貸借対照表及び損益計算書の2つの計算書を作成し、ストックとフローの財務情報を一つの機構の中に統合したものをいう。

また、「企業会計的手法」という用語は、通常民間企業が採用している会計制度について、政府会計に特有の事情を考慮してアレンジしたものを意味する。